

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年6月7日 09時50分ごろ
発生場所	北海道根室市納沙布岬 <sup>のさつぼ</sup> 東方沖 納沙布岬灯台から真方位079° 2.2海里付近 (概位 北緯43° 23.5′ 東経145° 52.0′)
事故の概要	漁船第38海輝丸 <sup>みき</sup> は、西進中、錨泊中の漁船第十八金祐丸 <sup>きんゆう</sup> に衝突した。
事故調査の経過	平成30年6月8日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第38海輝丸、2.0トン HK3-97776（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第十八金祐丸、1.2トン HK3-108946（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 甲板員A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船底外板に亀裂 B 左舷船尾部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 霧、風 なし、視程 100～200m 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、霧による視界制限の状況下、西進中、甲板員Aが、前路で操業している船舶はいないと思い、約13ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で航行を続けていたところ、船首部がB船の左舷船尾部に衝突して乗り切った。 B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、錨泊中、船長Bが、 <sup>こんぶ</sup> を採取していたところ、A船が至近に迫ってきたのを認め、甲板員Bに危険を知らせ右舷側から海に飛び込んだ後、A船と衝突した。 両船は、レーダーを装備していなかった。
分析	A船は、霧による視界制限の状況下、西進中、甲板員Aが、前路で操業している船舶はいないと思い、約13knの速力で航行を続けたことから、錨泊中のB船に衝突したものと考えられる。 B船は、霧による視界制限の状況下、錨泊中、船長Bが至近に迫ってきたA船を認めたがどうすることもできず、A船が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、霧による視界制限の状況下、A船が、西進中、甲板員A

	<p>が、前路で操業している船舶はないと思い、約13knの速力で航行を続けたため、錨泊中のB船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 視界制限状態の海域を航行する際は、十分に速力を落として航行すること。</li></ul>